

生活者

生活と政治をつなぐ情報紙

通信

No.418
2026.7.1

東京・生活者ネットワーク

発行 東京・生活者ネットワーク
〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASK ビル 4 階
TEL.03-3200-9189 FAX.03-3200-9274
E メール tokyo@seikatsusha.net
URL https://www.seikatsusha.me
発行責任者 岩永康代
定価 年間 1000 円・1 部 100 円 郵便振替口座 00130-3-18417
毎月 1 回 1 日発行 1994 年 5 月 23 日第三種郵便物認可



生活者ネットワーク 3つのルール

1

議員は交代制（ローテーション）

生活者ネットワークの議員は、交代制。
議員を職業化、特権化せず、世代交代を進めることで参加の層を
広げます。任期を終えた議員は、市民政治を広げるための活動や
地域活動などに、その経験を活かします。

2

議員報酬は市民の政治活動資金に

生活者ネットワークの活動はカンパで支えられています。
議員報酬は、市民の政治活動資金に活かします。
お金の流れは公開し、政治資金の透明化をはかっています。

3

選挙はカンパとボランティアで

選挙は、政治に参加する入り口です。
みんなでお金（カンパ）と知恵や労力（ボランティア）を
出し合い、選挙を行います。

地域ネット

中野ネット

輪読会パートII
7月17日(金) 10:30～12:00 中野・生活者ネット
細野かよこ事務所（中野駅）池田賢市著『ケー
スで考える人権のある教室』主催：中野地域協
議会 03-5942-6793

世田谷ネット

#ふたりはギーンで生活者 ゆるっと区政レポ＆
おしゃべり会
7月18日(土) 15:00～17:00 カフェ&ダイニン
グ素々（経堂駅）報告：関口江利子、おのみずき
500円 03-3420-0737

葛飾ネット

沼田たか子議会報告会
7月19日(日) 14:00～15:30 カナマチぶらっと
第2集会室(金町駅前活動センター)（金町駅、京
成金町駅）03-5876-4757

国分寺ネット

地域で学ぶことは地域で生きること 人生を1本の
幹に 当たり前を問直す
7月19日(日) 14:00～16:00 都立多摩図書館
セミナールーム(西国分寺駅) 講師：鍛冶克或さん
(自立生活センターメインストリーム協会副代表)
300円 主催：国分寺地域協議会 042-328-1864

清瀬ネット

生活のお困りごとご相談ください(毎月第3日曜日)
7月19日(日) 14:00～16:00 清瀬・生活者ネット
事務所(清瀬駅) 家計相談員が対応 無料・秘密
厳守 介護のご相談も 042-494-8720

国分寺ネット

樹木と生き物とまちづくり2026
8月8日(土) 10:00～12:00 都立多摩図書館セ
ミナールーム(西国分寺駅) 講師：福岡嶋さん(東
京農工大名教授) 300円 主催：国分寺地域
協議会 042-328-1864

練馬ネット

「戦争はしない・原発はいらない」9条スタンディング
8月9日(日) 12:00～13:00 練馬駅南口 03-
3993-4899

生活者ネットワークは東京都内32の自治体にあり、都議1人、市・
区議38人の女性議員とともにそれぞれの地域課題に取り組むと
同時に、市や区をこえた「東京問題」には全体で取り組んでいます。

東京を生活のまち、安心・共生・自治
のまちにするために発言を続けます。



23区26市調査を通じて、自治体間の取り組みの差も明らかになった。女性支援法の理念が現場で生かされるよう、生活者ネットが共有し提案と働きかけを行っていく。シンポジウム「これでいいのか!? 女性支援法」(共催：女性支援法を活かす会/世田谷・生活者ネット)に参加した生活者ネット議員ら。5月30日

私は「女性支援法を活かす会」と
ともに、東京都内23区26市を対象
とした女性支援施策の調査に取り
組みました。2024年4月に女
性支援法が施行されてから、各自
治体の取り組みがどのように進ん
でいるのか、法律が現場で生かさ
れているのかを確認し、今後の施
策につなげるのが目的です。5

調査の結果、女性支援に関する
基本計画を策定した区の中にも新
月30日にこの支援法のシンポジウ
ムがあり、調査結果の報告を行い、
先進的な施策を進めている自治体
の実例を共有しました。

23区26市の取り組み実態 調査から

たな施策につながっていない自治
体がある一方で、計画がなくても
取り組みを進めている自治体もあ
りました。行政における計画策定
は重要ですが、「計画を作れば支
援が進む」と単純には言えず、アン
ケートだけでは見えない実態もあ
ると感じています。

また、支援の要となる「女性相談
支援員」の存在が十分に知られて
いないことも課題です。DV相談
などに関わる人材の安全を守りな
がら、困りごとを抱えた女性が相
談先を知ることができるよう、適
切な情報発信が求められています。
さらに、女性相談支援員の約8
割が他業務との兼務であり、約4
割が会計年度任用職員という状況
もわかりました。複雑な問題を抱
える女性一人ひとりに寄り添い、
継続的な伴走支援を行うために
は、専門性を持った女性相談支援
員の役割が極めて重要です。その
専門性が十分に発揮されるよう、
適切な人員配置や処遇改善、研修・
スーパービジョンの充実など、安
心して働き続けられる環境整備が
求められます。

また、困難を抱える女性への支

女性支援法の施行から約2年が経過しました。これを受け、自治体における取り組み状況を知
ろうと調査を行いました。先進事例や課題を共有しながら、地域による支援の格差をなくし、必
要な人に支援が届く社会をめざします。

新法施行から3年目―― 自治体の女性支援施策は進んだか

援は、障がい、生活困窮、DV・性
被害、外国籍の方への支援、子育て
支援、住宅、就労など、さまざまな
分野にまたがっています。そのた
め、それぞれの所管がしっかりと
横断的につながり、庁内で連携し
ていかなければ実効性のある支援
にはつながりません。しかし現状
では、行政の縦割りの壁があり、庁
内連携が十分ではない実情も見
えてきました。また、女性支援法で
は、民間団体と行政が連携し、困難
を抱えた女性を早い段階から継続
して支えることが基本理念とされ
ています。しかし、実際には民間団
体との具体的な連携はまだ十分に
進んでいません。

女性支援法を真に当事者 に寄り添う力とするために

今回の調査で、先進的に施策を
進めている自治体の実例を共有
し、それぞれの自治体が他区市の
取り組みを参考にしながら、施策
をさらに前へ進めていくにつけ
に、なればと考えています。

女性支援法は、今年度施行か
ら3年目となり、改訂の検討も行
われる見通しです。生活者ネット
ワークは、自治体、民間の支援団体
の連携を推し進め、この法律を真
に当事者に寄り添うものとするた
め、今回の調査結果を
しっかりと活かして
いきます。



目黒・生活者ネット
ワーク区議会議員
増茂しのぶ



憲法公布 80 年

国民投票運動に流れる資金、 ネット広告は「規制ゼロ」のまま？ 再び始まった、主権者無視のルール改正



自民・維新・国民・参政の4党は6月5日、国民投票法の改正案を衆議院に提出し、今の特別国会(～7月17日)での成立を期する方針です。しかし、改正といっても、①投開票の際の立会人の選任を効率よく行う、②国会(国民投票広報協議会)が行う憲法改正案広報のラジオ放送にFMを加えるといった実務的な内容にとどまります。現行の国民投票法は「規制ゼロ」であるが故、長らく懸案となっている国民投票運動の資金、ネット広告に対する規制、さらには偽・誤情報対策(生成AIの悪用、外国からの影響工作を含む)には全く及んでいないのです。改正法の施行後3年を目途に、資金、広告等の規制の検討、法整備を行う旨の規定が置かれますが、成立・公布が7月中旬、施行が10月中旬とすると、その期限の目途は2029年10月中旬となり、かなりの先延ばしとなります。

規制が網羅する選挙運動とは異なり、自由度の高い国民投票運動では、その公平・公正をどのように担保するかが課題です。例えば、国民投票運動を行う個人、団体には、収支報告の義務が課されません。支出額の上限規制も無く、自己資金や集めた寄附は、そのまま使い放題(青天井)です。特定層を狙って投票を呼びかける大量のネット広告や、対立意見を陥れるための偽情報を流布する行為にも、効果的な手立てがありません。出処不明の多額の資金が特定の国民投票運動のために費やされた結果、多くの有権者を惑わし、投票結果に疑いが生じる事態に至っても、個別の事実を検証する手掛かりが無いのです。

国民投票法の制定・改正の経緯

2007.5	制定
2010.5	全面施行
2014.6	第1次改正(18歳投票権の確定など)
2021.6	第2次改正(公職選挙法並びの7項目)
2026.7 ?	第3次改正(同 3項目)

憲法改正原案の提出、審議に早く入り、表面的な実績アピールを急ぎたい勢力は、「公平・公正な国民投票」という憲法的要請を無視しています。今の特別国会では、選挙の際の偽・誤情報対策に向けた別の新法が制定される見通しですが、4党案は新法の動きと連動せず(その制度設計を国民投票に活かさない)、制度間較差を新たに生む事実を看過できません。法案提出の時機の悪さ、立法センスの無さには、ただ閉口します。

憲法公布80年の節目に当たり、憲法改正各論をめぐる議論は熾り続けます。しかし何より、「国民投票のルールは、果たして公平・公正なものといえるのか」という切要な問いにこそ、主権者である私たちの意思が反映されなければなりません。国会の動きをさらに監視しましょう。



南部義典 国民投票総研 代表

Information

「平和推し」フェスティバル 文化の力でチェンジNIPPON

7月18日(土) 11:00～18:00 板橋区立グリーンホール(大山駅) 映像『長生炭鉱ドキュメンタリー 骨を訪ねて』、音楽ライブ:白崎映美、落語パフォーマンス:古今亭菊千代、公慕川柳・ショート動画優秀作発表、「わいわい」トーク～推しの政治は? 前売1000円、当日1300円、学生等・20歳以下無料 共同テーブル 090-8808-5000 (藤田高景)

関東大震災ジェノサイドと排外主義

7月20日(日・休) 14:00～ 文京区民センター 3A会議室(春日駅、後楽園駅) 関東大震災から103年——歴史を学び、世代を超え語り継ぐために 講演:安田菜津紀さん(フォトジャーナリスト) 500円 9.1関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典実行委員会 03-3230-2382

高麗博物館の今・むかし

7月31日(金) 18:30～ 牛込筆筒区民ホール(牛込神楽坂駅) 映像で振り返る在日コリアンと共に歩んだ25年、ソロライブ:松元ヒロ 前売2500円、当日3000円、30歳未満1500円、障がい者/同伴者・中高生1000円 高麗博物館 03-5272-3510

都議会REPORT

北海道ケアラー支援条例から学ぶ
都議会厚生委員会視察から

東京・生活者ネットワーク都議会議員

岩永やす代 [国分寺市・国立市]



岩永やす代が所属する都議会厚生委員会で、4月に北海道庁を訪問し、「北海道ケアラー支援条例」を中心とした取り組みについて伺いました。

家族をまわることと支える支援に向け条例制定

福祉制度は、高齢・障がい・子ども・生活困窮・ひとり親など、個別法に基づく縦割り構造になっています。しかし、家族の暮らしは縦割りではなく、複合的な課題が同時に存在します。ケアについても、多様なケアラーが存在する中で、横断的取り組みの視点が不可欠です。

北海道ではこうした課題を踏まえて、2020年からケアラー支援について検討が始まり、実態調査を経て、22年の条例制定、23年には推進計画策定と取り組みを進めてきました。

条例の大きな特徴は、ケアラーを「家族の介護を担う存在」ではなく、「二人の個人として尊重し支援すべき存在」と明確に位置づけた点です。前文では、「すべてのケアラーとその家族等が孤立することなく、健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持つて暮らすことができる地域社会の実現」と、理念を掲げ、ケアラー支援を地域社会全体の課題として捉えています。

ヤングケアラー支援と新たな課題への対応

ヤングケアラー支援では、気軽に相談できる専門相談窓口の設置、8つの児童相談所管内に教育と福祉をつなぐコーディネーターの配置、学校や相談機関への出前事業による周知など、早期発見と相談支援体制の強化が進められています。

「ヤングケアラー」必ず支援が必要」ではなく、「課題を抱える子どもに寄り添う支援が重要」という考え方が示されました。さら

に、「ヤングケアラー」は、ケアをしていない子どもと同じ選択肢を持って「いるか」という視点でアセスメントを行い、本人が自覚を持ち必要な支援を求められるようにすることが大切だとの指摘もありました。

また、ワーキングケアラーに関する調査では、「事業者の73・1%が自社従業員にケアラーがいるか把握していない」「障がい児者のケアラーの1割超が退職してケアに専念」という深刻な実態が明らかになりました。

これを受け第2期計画では事業者、特に人事労務担当者への周知啓発が新たに盛り込まれました。また、支援対象を拡大し、認知症の人の家族、難病患者の家族、子育てと介護のダブルケア、孤独・孤立対策を新たに位置づけています。

東京都にケアラー支援条例を！

北海道では、条例制定により推進計画が策定され、協議会で施策の進捗を共有するしくみが整いました。視察では、条例という根拠があることで、予算措置や事業推進の大きな後押しになることを実感することができました。人口規模が大きく、一人暮らし世帯や核家族・共働き家庭が多い東京都では、ケアラー支援体制の構築が急務です。東京の特性を踏まえたケアラー支援条例の制定をめざし、取り組みを進めていきます。



北海道庁でケアラー支援条例についての説明を受け質問する岩永やす代。2026年4月22日

COLUMN

民主主義ユースフェスティバル2026

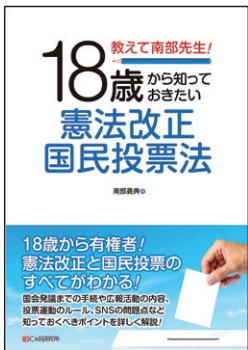


5月16・17日、下北線路街空き地(世田谷区下北沢)で、政治や社会問題について色々な考えの人たちが集まり、ともに語り合う「民主主義ユースフェスティバル」が開催された。東京・生活者ネットワークも17日の日曜日に選挙小屋を設営し、生活者ネットのユースチームメンバーが来場者と対話をしながら、生活者ネットの活動を紹介した。

本のはなし

教えて南部先生！18歳から知っておきたい憲法改正国民投票法 南部義典(著) 発売日:2026/3/11 出版社:シリアントリアル研究所

憲法改正の手続きを定める国民投票法は、2007年5月18日に公布され、3年後の10年5月18日に施行された。続く14年、21年には大きな改正が行われた。ゆえに、法整備が進んで「国民投票はいつでも執行できる」と考えられがちだが、果たしてそうだろうか。実はさらなる法改正や、運用上の検討課題が多く残っており、加えて執行経費に関する法律が未整備であることから現行法のままでは国民投票を正常に執行することはできない。他にも憲法教育や主権者教育の充実など、欠くことのできない課題が山積している。と著者は指摘する。



●2期目の市民の議席を確保することができました。食の安全、子どもの権利、介護や移動支援、住まいの課題、女性支援、またエネルギーの地産地消など、さらに深く取り組んでいきます。期待の1票を投じてくれた方、また政治を諦めてしまったという方にも、一つ一ついねいに対話を重ね、市民主体のまちづくりを進めていきます。〈あべみさ〉

定数28人に対して40人が立候補する激戦となった立川市議選。JR立川駅周辺では、各党候補が舌戦を繰り広げるなど、にぎやかな選挙でした。が、結果を見れば、投票率は4年前よりも低く、市民の関心は高まりませんでした。立川・生活者ネットワークのあべみさは、「子育ても介

護も、ひとりにしない 支え合うまち」を掲げて、市民の声から調査をして1期4年間で実現できたことや、2期目の政策として、移動の自由の確保、子どもの遊びの保障、エネルギーの地産地消などを街宣活動で訴えました。日頃の地道な活動や、会期ごとのあべみさ議会報告への評価もいただけたと感じています。まちづくりについて決定する場、立川市議会の貴重な市民の議席として、着実に市民政治を実践していきます。



立川市議会議員選挙				
2026年6月21日投票				
阿部美砂	現	1599票	20位	当選
定数28	立候補者40	投票率41.53%		

立川生活者ネットワーク代表 坂下かすみ

編集後記／個人が存在するためのもっとも大切な拠り所は何か、それは「自由であること」と私は考えている。／さて、国旗を傷つける行為を禁じる「国旗損壊罪」法案なるものが、自民、日本維新の会、国民民主、参政の4党から共同提出された。立法事実も見当たらないまま、刑罰で思想・良心の自由、表現の自由を抑えこもうというのだから、違憲性は明白々々だ。対して、国連自由権規約委員会は、＜表現の自由の観点から、愛国心や国家の象徴に対する冒瀆・不快な発言を刑事罰の対象にするのは許されない＞との見解を示した。至極真っ当であると思う。／遠い昔、小学生だった頃、敗戦国日本の国旗は創り変えたらよかったのに、と思った経験がある。そして今でも、内心の自由のもと、それは変わらない。「国旗損壊罪」法案は廃案へ！ 憲法擁護義務を負う国会議員諸氏には、よい加減で政治家の矜持を見せてもらいたいものだ。(加藤)